

小牧市外国人英語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会
設置要綱

〔令和3年9月27日〕
〔3小教学第1129号〕

(設置)

第1条 小牧市外国人英語指導助手派遣業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により当該業務について技術的に最適な者を特定するため、小牧市外国人英語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）の選定に関すること。
- (2) 提出要請者に送付する依頼書の内容の審査に関すること。
- (3) 技術提案書の評価基準の設定に関すること。
- (4) 技術提案書の審査及び内容の聴取等を行い、その結果を市長に報告すること。
- (5) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部次長
- (3) 学校教育課管理指導主事
- (4) 学校教育課指導主事
- (5) 小牧市立小学校の校長
- (6) 小牧市立中学校の教頭
- (7) 小牧市英語教育推進委員会委員

3 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

4 委員長は教育部長をもって充て、副委員長は教育部次長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務

を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員は、第2条第3号に規定する審査等の結果を市長に報告した後に解任されるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議決は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会は、災害その他やむを得ない事情により会議を招集することが困難であると認めるときは、持ち回りによる協議により会議に代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する委員の解任をもって、その効力を失う。